# 通所介護及び介護予防通所介護 (デイサービス・第一号通所事業) 重要事項説明書

希望館デイサービス アミーゴ

## 通所介護及び介護予防通所介護重要事項説明書(デイサービス)

当施設は、ご契約者に対して通所介護サービス、及び介護予防通所介護を提供します。 施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

> 当施設への利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方、 また「要支援」と認定された方が対象です。

要介護認定をまだ受けていない方でも利用は可能です。

#### ♦♦ 目 次 ◆◇

1. 2. 3. 4. 5. 6.	施設経営法人
7. 8.	
9.	<b>同意書······</b> 5

#### 1. 施設経営

(1) 法人名 希望館ポコ・ア・ポコ有限会社

(2) 所在地

(3) 電話番号 (0229) 68 - 1555

(4) 代表者氏名 佐々木 弘毅

(5) 設立月日 平成15年8月7日開設

ポコ・ア・ポコとはスペイン語で『少しずつ・少しずつ』』 ■ の意味です。私たちは法令等(介護保険等)を遵守しながら、

加美郡加美町字下野目下久保中23番地 | 機能訓練・アクティビティケア等を通して、利用者様が少し |

┃ ずつ・少しずつ日常生活動作や社会生活動作が維持、改善さ ┃ ■ れ、人として尊厳を感じながら自立した生活が行える様にご ■

■ 家族・行政・居宅介護支援事業者様と連携をとりながら、支

▋ 援をしてまいります。

#### 2. ご利用施設

- 通所介護・介護予防通所介護 (デイサービス) (1) 施設の種類
- (2) 施設の目的 要介護認定を受けた方々に対しその能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことが出来 るように支援することを目的として、入浴・排泄・食事等の介助、その他日常生活の世話及び個 別機能訓練を提供致します。また、要支援認定を受けた方々に対しその能力に応じて、可能な限 り自立した日常生活を営むことが出来るように支援し、又、要介護状態になることを予防するため、

入浴設備・食事のほか、運動器機能向上プログラムを中心とした介護予防プログラムを提供致し ます。

- (3)施設の名称 希望館デイサービス アミーゴ
- (4) 施設所在地 加美郡加美町字下野目下久保中23番地
- (5) 電話番号 0229-68-1555 FAX 0229-68-1551
- (6) 施設長氏名 鎌田 和広

(7) 運営方針 利用者の人権及び個別性を尊重し、援助技術、資質の向上を図り、一人ひとりの特性と二一ズ に応じたケアプランを策定し、利用者本意の質の高い多様なサービスが提供出来るように努め

るとともに、家族および保健・医療との連携を密にして、心身機能の低下防止を図り、生活リ ズムの安定化を保ち、楽しみと安らぎの持てる、明るくなごやかな生活環境づくりに努めます。

(8) 開設年月日 平成21年10月1日(開設)

(9)入所定員 32名(介護給付対象者·予防給付対象者合計)

#### 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 加美郡加美町・色麻町・大崎市岩出山・大崎市西古川
- (2) 営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日~	土曜日	(12/31~1/3 年末年	年始	は休み)
受	付 時	間	月曜日~	土曜日	午前8時00分	~	午後5時30分
サーヒ	ス提供明	制	月曜日~	土曜日	午前8時30分	~	午後5時30分

#### 4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。 <主な職員・職種の配置状況、勤務体制> ※職員の配置は、指定基準を遵守しています。

					人.				
	職種	Ŕ	ţ	勤		•	非	常勤	
1.	施設長(管理者)	兼務	1			•			
2.	介護職員	専従	1	兼務	3	専従	6	兼務	8
3.	生活相談員	兼務	3			•			
4.	機能訓練指導員	専従	1	兼務	1	兼務	2		
5.	看護職員(看護師)					兼務	2		
6.	調理員					兼務	2		

勤務時間 8時00分~17時30分(交代制をとる)

① 8時00分~17時00分 ②8時30分~17時30分

## 5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) サービス概要
  - ①介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

- ・入 浴………入浴は希望により毎日行います。
- ・排 泄······排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・機能訓練及び運動器機能向上プログラム……機能訓練担当者により、ご契約者の心身の状況に応じて、日常 生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための プランを作成し訓練を実施します。

### ②介護保険の給付対象とならないサービス

・食 事 (但し、食材料費は別途頂きます。)

当施設では、栄養及びご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとって頂くことを原則としています。

食事時間 昼食 12:00~12:40

#### (2) サービス利用料金

- ・通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が 法定代理受領サービスである時は、その1割または2割、3割の額となります。
- ・下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付・予防給付費額を 除いた金額(自己負担額)と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払いください。

(サービスの利用料金は、要介護度に応じて異なります。また、例えば2割負担の場合は、概ね1割×2割の 負担額になります。)

#### ① 要介護者(介護給付)

※1日あたり

基本料金	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
ご契約者のサービス利用料金 (全 額)	6,580円	7,770円	9,000円	10, 230 円	11,480円
利用者自己負担額(1割)	658 円	777 円	900 円	1,023円	1,148円
食費(おやつ代・創作材料費等含む)			700 円		_

個別機能訓練加算 I ロ	760円 (自己負担76円)
個別機能訓練加算 Ιイ	560円 (自己負担56円)
入浴加算 I	400円 (自己負担40円)
サービス提供体制強化加算Ⅲ	60 円/日 (自己負担 6 円)
ADL 維持等加算 I	300 円/月 (自己負担 30 円)
科学的介護推進体制加算	400 円/月 (自己負担 40 円)

#### ②要支援者、事業対象者(予防給付)

※1月あたり

基本料金	事業対象者・要支援1	事業対象者・要支援2
ご契約者のサービス利用料金(全額)	1, 798 円	3, 621 円
サービス利用に係る自己負担額	17, 980 円	36, 210 円
サービス提供体制強化加算皿(1・2)	(240・480) 円/月	(自己負担 (24・48) 円)
食材費(おやつ代を含む)(実費)	70	0円

## 【加算料金】 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定 通所介護(介護予防)9.0%の加算率

送迎減算・・・利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合など事業者が 送迎を実施していない場合は、片道につき減算する。 < 減算 470円(47円)>

(利用者負担額は、1割の金額です。一定所得以上の方は2割・3割負担です。)

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金全額をいったんお支払いいただきます。 要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、 ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。 介護保険からの給費額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

#### (3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス提供月の、翌月10日前後に請求書を発行いたしますので、 お手元に届きましたらお支払いください。

#### (4) 利用中止、変更、追加

・利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者に申し出てください。

・利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記 の料金をお支払い頂く場合があります。

但し、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10% (自己負担額)

#### 6. 事故発生時の対応について

(1) 緊急時等における対応について・・・サービス実施中に利用者の病状急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずると共に管理者及び家族に報告 いたします。

(2) 非常災害対策・・・・・・・・・非常災害に関する具体的計画を立てると共に非常災害に備えるため、定期的に非難、搬出その他必要な訓練を行い対応していきます。

#### 7. 苦情の受付について(契約書22条参照)

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

窓口担当者 生活相談員 佐々木 美香

ご利用時間 毎週月曜日 ~ 土曜日 8時00分から17時30分

ご利用方法 電話 及び 面接

また苦情受け付け箱を施設内に配置しています。

#### (2) 当施設外における苦情の受付

·加美町役場 健康福祉課 TEL 0229-63-7872

・加美町地域包括支援センター Tel 0229-63-3600

## 8. 守秘義務について

- (1) 事業者及びサービス従業者は、通所介護サービス・介護予防通所介護サービスを提供するうえで 知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由もなく第三者に漏洩しません。この守秘 義務は、サービスの契約の有無に係らず継続します。
- (2) 事業者は、緊急に医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を 提供させて頂きます。
- (3) 全2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる事への事前の同意を得た上で、利用者又は利用者家族の個人情報を用いることがありますので宜しくお願い致します。

# 同 意 書

令和 年 月 日

通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

通所介護サービス・介護予防通所介護施設 希望館デイサービス アミーゴ 説 明 者 職 名 生活相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者より重要事項の説明を受け、通所介護サービス・介護予防通所介護サービスの利用開始に 同意しました。

利用者住所

₹

氏 名 印